

各 位

会 社 名：株式会社タツミ
代 表 者：代表取締役社長 岡 嶋 茂
コード番号：7268 (JASDAQ)
本社所在地：栃木県足利市南大町 443 番地
問合せ先：業 務 部 長 蜂 須 紀 雅
電話番号：0284-71-3131

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 65 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを 3 月 25 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。
取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴い、必要な条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 22 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 22 日(水曜日)

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規定) 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役の選任) 第18条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議において選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 法令または本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p>
<p><u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p><u>3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4. 補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p><u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p><u>5. (現行どおり)</u></p>
<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当社は、 <u>取締役会</u> の決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、 <u>その決議によって取締役(監査等委員を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	3. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員を除く。)</u> の中から取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、 <u>取締役(監査等委員を除く。)</u> の中から取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (新 設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 3. <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この通知の期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この通知の期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法) 第24条 2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員 (<u>当該決議事項の議決に加わることができる者に限る。)</u> が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べた場合についてはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議方法) 第24条 2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役 (<u>当該決議事項の議決に加わることができる取締役に限る。)</u> の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。
(新 設)	(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
<p>(取締役会規定) 第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第27条（条文省略）</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>第28条～第37条</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>) 第29条 <u>当社は監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>) 第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 前項の決議について、特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規定) <u>第 33 条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 38 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 34 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p>
<p>第 7 章 計 算 第 42 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 7 章 計 算 第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第 1 条</u> 当社は、第 65 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第 65 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。</p>